

佐賀県公安委員会告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和8年3月24日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

1 合意した者

- (1) 昭和自動車株式会社
- (2) 佐賀県公安委員会
- (3) 唐津市長
- (4) 九州運輸局佐賀運輸支局長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

| 停留所 | 所在地 |
|-------------------------|--|
| 唐津インター口（北向き、南向き） | 唐津市原1412番1地先 |
| 原（北向き、南向き） | 唐津市原1360番1地先 |
| 生駒（北向き、南向き） | 唐津市原1090番2地先 |
| 生駒大橋（北向き、南向き） | 唐津市鏡2533番12地先 |
| 今組（北向き、南向き） | 唐津市鏡2901番3地先 |
| 唐津東中高前（北向き、南向き） | 唐津市鏡新開104番3地先 |
| 東唐津駅（東向き、西向き） | 唐津市松南町二丁目101番1地先 |
| 殿の浦入口（北向き、南向き） | 唐津市呼子町呼子4201番1地先 唐津市呼子町呼子4203番2地先 |
| 殿の浦 | 唐津市呼子町殿ノ浦984番14地先 |
| 殿の浦南（北向き、南向き） | 唐津市呼子町殿ノ浦912番1地先 唐津市呼子町殿ノ浦115番1地先 |
| ひばりヶ丘（東向き、西向き） | 唐津市呼子町殿ノ浦802番1地先 唐津市呼子町殿ノ浦370番136地先 |
| 伊達政宗陣跡（海青中学校前）（東向き、西向き） | 唐津市呼子町殿ノ浦457番3地先 唐津市呼子町殿ノ浦440番1地先 |
| 横竹（東向き、西向き） | 唐津市呼子町呼子4045番1地先 |

| | |
|--------------------|--|
| | 唐津市呼子町呼子4046番 3 地先 |
| 名護屋大橋（東向き、西向き） | 唐津市呼子町殿ノ浦435番24地先 唐津市呼子町殿ノ浦414番 1 地先 |
| 名護屋浜 | 唐津市鎮西町名護屋820番15地先 |
| 鎮西市民センター前（東向き、西向き） | 唐津市鎮西町名護屋1429番 1 地先 唐津市鎮西町名護屋1430番 1 地先 |
| 名護屋港入口（東向き、西向き） | 唐津市呼子町呼子3608番 5 地先 |
| 持山 | 唐津市鎮西町丸田9890番 2 地先 |
| 小友入口 | 唐津市鎮西町丸田7114番 1 地先 |
| 丸田 | 唐津市呼子町大友8767番 1 地先 |
| 藤の辻 | 唐津市鎮西町名護屋3816番 2 地先 唐津市鎮西町名護屋1807番 1 地先 |
| 名護屋城博物館入口（東向き、西向き） | 唐津市鎮西町名護屋3816番 2 地先 唐津市鎮西町名護屋1807番 1 地先 |

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の(1)に掲げる運行事業者が(2)に掲げる事業形態により行う(3)に掲げる事業の用に供するものとする。

(1) 運行事業者

昭和自動車株式会社

(2) 事業形態

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

(3) 事業

オンデマンドタクシー「チョイソコからつ」

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3の運行時間内に限るものとする。